国分寺市立第二中学校

令和5年度　国分寺市立第二中学校「いじめ防止基本方針」

1　いじめの基本的な考え方

(1) いじめとは

「いじめ」とは、「その生徒が、同じ学校に通うなどの一定の人間関係のある者から、心や体が傷つけられることにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。なお、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立って行うものとします。（文部科学省）

(2) いじめの基本認識

①いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの社会にも起こり得るものである。
②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③いじめは、大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見されにくい。
④いじめる生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる。
⑤いじめられている生徒を徹底して守り通し、いじめによって被る不利益がないようにする。
⑥いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
⑦いじめは、その行為によっては暴行、恐喝、強要等の刑事事件として扱われる。
⑧いじめは、教師が人としてのお手本を示し、きちんと指導していくことが問われている。
⑨いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
⑩いじめは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

(3) いじめの「重大事態」

①いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
②いじめにより、当該学校に在籍する生徒が、相当の期間学校欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
③①②に該当しない場合でも、当該学校に在籍する生徒が、今後重大な不利益を生じる可能性があるとき

2 いじめの未然防止

(1) いじめを生まない学級と授業

〇学校で起きるいじめの多くは、「授業中に落ち着きがない」という状態の学級から発生します。
そこで、規律があり、生徒一人一人が大切にされ、分かる授業を行うことが重要です。

〇そのために、教師の研ぎ澄まされた人権感覚を基盤に、指導技術を高め、より良い生徒集団(学年、学級、部活動など)を作っていくことが、いじめ防止の鍵となります。

(2) 教師の人権感覚を高める

〇教師の人権感覚とは
学校生活の中で、生徒による人権上問題のある言動を目にしたとき、「それはまずい」と思う感性があり、そのような言動を行った生徒に対してその場で注意できる姿勢です。

〇教師の人権感覚と生徒の人格形成
生徒は、日頃の教師の言葉遣いや態度から人間としての生き方を学んでいきます。したがって、教師の人権感覚は生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすことを自覚していかなければなりません。

〇生徒を呼ぶとき、通常は「さん」や「くん」を付けて生徒を呼びます。

(3) 教師の指導技術

〇教師はいくら高い人権感覚を持っていても、教師としての専門技術を発揮できなければ、生徒は落ち着かなくなり、いじめを生み出す原因となってしまいます。その指導技術とは次の 3 点です。

①生徒をきちんと掌握し、難しいことをわかりやすく教え、やる気を持たせる学習指導
②生徒の人格を尊重しながらも、行為については厳しく公平に、あるべき姿へと導く生活指導
③目標を示し、生徒に役割を与え、その中で一人一人の生徒の良さを引き出す学級指導
※③については、学年作り、生徒会・委員会活動、部活動などにも同じことが言えます。

(4) 生徒の人権感覚を育む　～道徳教育の重要性～

生徒の人権感覚は、家庭と学校が連携し育むことが大切です。基本は家庭教育ですが、学校教育により、計画的に人権感覚を育む必要があります。

〇人としてより良く生きるための道徳教育
道徳の授業をはじめとする道徳教育によって、人としての「気高さ」、「心遣い」、「やさしさ」に触れ、生徒一人一人が自立心と自己肯定感をもって生きることができるようにします。

〇東京都の人権課題である「女性」、「子供」、「高齢者」、「障害者」、「同和問題」、「アイヌの人々」、「外国人」、「感染者」、「犯罪被害者やその家族」「インターネットによる人権侵害」等について年間を通して啓発していきます。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、「いじめ」という行為を許さない学校づくりを進めます。そのために、生徒が発する小さな兆候（サイン）を見逃さないようにし、生徒の表面的な行動に惑わされることなく、心の変化に注意し、違和感を敏感に察知しなければなりません。また、この兆候は家庭でも現れることもあり、家庭と学校の連携を密にしていきます。

（1）いじめの発見経路

①本人の訴え

②教職員による発見（学級担任、教科担任、顧問、養護教諭、事務職員等）

③他者からの情報提供（生徒、保護者、地域、関係機関等）

④積極的な発見努力（生徒アンケート、じぶんログ、二者面談等）

（2）早期発見のための手立て

①日々の生徒観察　　～生徒がいるところには教員がいる～

授業と授業の間の 10 分間、昼休み、放課後の清掃時間などに、生徒たちの様子に目を配ります。「生徒がいるところに教職員がいる」ということは、いじめの早期発見に効果があります。

②毎日の記録（じぶんログ）から変化を感じる

本校では、生徒の生活記録ノート（じぶんログ）を活用し、生徒の様子を観察できる体制を整えていきます。

③観察の視点　　～集団の中の人間関係を把握する～

学年や学級の中にどのような集団（生徒のグループ）があり、その集団の中の人間関係がどうであるかを把握します。その中で、不適切な関係やいじめにつながる言動が見られた場合には、直すべき点を理解させ、適切な関係になるよう指導します。

④教育相談　　～気楽に相談できる雰囲気作り～

日常の学校生活の中で教員の言葉かけなど、生徒たちが気軽に相談しやすい環境を作ります。また、スクールカウンセラーや養護教諭などが窓口となることもあります。

⑤いじめ実態調査の実施

国分寺市教育委員会と連携し、いじめ実態調査を学期ごとに実施します。アンケートで寄せられた内容については、全て記名した生徒に確認をして実態を把握し、すぐに指導に移せるようにします。ただし、アンケートはあくまでも発見のための手立ての一つであるという認識の下、対応します

（3）「STOPいじめ！国分寺五カ条」等を具現化

平成 25 年度国分寺市いじめ防止児童会・生徒会フォーラムで採択された「ＳＴＯＰいじめ！国分寺五カ条」の理念が生徒一人一人の勇気ある行動に結びつくよう、生徒会活動を充実させます。

〇ふだんから自分がされていやなことはしない

〇いじめを見つけたら、勇気をもって注意しよう

〇困っている人がいたら、手をさしのべよう

〇みんなでさそい合って、仲良くしよう

〇明るいあいさつやあたたかい言葉で友達の輪を広げよう

4 いじめ発生時の対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなくすぐに対応します。その際、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行います。教師が一人で抱え込まず、いじめ対策委員会を招集して、組織的に対応します。また、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

①いじめ情報の入手

〇「いじめ防止対策委員」を招集する
※校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任
　学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等
〇いじめられた生徒を守る体制
※登下校、休み時間、清掃時間、放課後等

↓

②正確な実態把握

〇被害者、加害者、周囲の生徒からそれぞれ個別に聞き取りを行う
〇個別に、同時間帯に、他の生徒の目に触れないように配慮する
〇聞き取り情報をもとに客観的事実を把握する
〇一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する

↓

③指導体制、方針の決定

〇教育委員会への報告
〇被害生徒の保護と支援、加害生徒への指導について
〇双方の保護者への連絡と立ち合いについて
〇警察、関係機関との連携について
〇重大事案に当たるケースが発生した場合の対応について

↓

④生徒への支援・指導

〇被害生徒に対する支援
※守り抜く姿勢、解決までの道筋
〇加害生徒に対する指導
※相手の心の痛み、犯罪性、責任の取り方、謝罪方法等
※いじめ行為に至った心情の理解と再発防止に向けて

↓

⑤保護者との連携

〇双方の保護者へ事実と今後の方針を伝える。
〇生徒間の謝罪と誓約の場に立ち会うよう要請する
〇双方の保護者同士の連携の必要性を伝える
〇状況に応じて、被害届の提出、損害賠償請求の意思確認

↓

⑥事後指導・見守り

〇継続的な見守りと支援、学級・学年への全体指導等

(2) 事実確認の際の確認事項

いじめの訴えに対しては、訴えてきた人の気持ちを大切にしながら、次の情報把握に努めます。

〇誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・(加害者と被害者の確認)

〇いつ、どこでおこったのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・(時間と場所の確認)

〇どのような内容で、どのような被害を受けたのか？・・・・・(内容と被害)

〇いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・・(背景と要因)

〇いつごろから、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・(期間と頻度)

(3) 犯罪行為の有無と程度を確認する

いじめの内容によっては、法律(刑法)にふれるものもあります。いじめられている生徒を守り通す姿勢を貫くためには、それは「犯罪行為」であることということを伝え、毅然とした対応を取ります。

□ 人格を傷つける悪口、脅し文句・・・・・・・・・・・・・名誉毀損・脅迫

□ 体当たりする、殴る、けがをさせる・・・・・・・・・・・暴行・傷害

□ お金や物を脅し取る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・恐喝・強盗

□ お金や物を盗る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・窃盗

□ 人の物を勝手に使う、隠す、捨てる・・・・・・・・・・・占有離脱物横領、器物損壊

□ 人の物を壊す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・器物損壊

□ 嫌なこと、恥ずかしいこと、嫌がることを強要する・・・強要

□ 性的に嫌がることをする・・・・・・・・・・・・・・・・強制わいせつ等

(4) いじめられた生徒・保護者に対する対応

①生徒に対して

〇事実確認とともに、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。

〇「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝えます。

〇解決までの道筋を示し、安心感を与えます。

〇その生徒にとって信頼できる教師、友人、家族と連携し支える体制をつくります。

〇「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるようにします。

②保護者に対して

〇発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。

〇学校の指導方針を伝え、今後の方針について確認し合います。

〇保護者の不安、辛い気持ちを共感的に受け止めます。

〇犯罪被害を受けた場合は、警察など関係機関との連携について話し合います。

〇いじめた生徒及びその保護者による謝罪と誓約の会の開催について話し合います。

〇被害生徒の保護者に対し、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことを伝え、できる限り時間を除去し、学校の今後の対応について合意形成を図ります。

※不適切な表現は避けます　　「お子さんも悪い」、「家庭にも問題がある」など

(5) いじめた生徒・保護者に対する対応

①生徒に対して

〇いじめは相手の人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させます。

〇被害生徒及びその保護者への謝罪、今後の誓約を行い、損害を与えた部分については、加害生徒の保護者とともに最大限の誠意を尽くすように指導します。

〇いじめの緊急性、重大性に応じて、いじめた生徒に対して別室指導や出席停止制度を活用して、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境を確保します。

〇重大な犯罪行為については、所轄の小金井警察署と連携して対応します。

〇いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要な指導や支援を行います。

〇交友関係、学習・進路、家庭の悩みなどの不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、発散できる方法を一緒に探ります。

〇重大事案に当たるケースが発生した場合には、事実関係について、さらに調査を実施し、教育委員会に報告するとともに、いじめ対策委員会や関係諸機関の派遣を市教育委員会に要請するなどして対応します。

②保護者に対して

〇事実確認後ただちに、保護者に連絡を取り、事実関係を伝えます。

〇学校の指導方針を伝え、今後の方針について伝えます。

〇相手方の生徒・保護者の不安やつらい気持ちを伝え、より良い解決が図れるようにします。

〇重大な犯罪行為があった場合は、警察とも連携しながら対応することを伝えます。

〇相手方の生徒及びその保護者に対する謝罪と誓約の会の開催について話し合います。

〇加害生徒の保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明します。

※保護者によっては、「いじめられる側にも理由があるだろう」、「学校がきちんと対応していれば…」、「日頃の教師の言葉遣いや生徒を見下した姿勢がいじめを助長しているのではないか」、「ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか」などのような言葉が発せられます。保護者との日頃からの連携、教師の言動や態度には気をつける必要があります。

(6) 周囲の生徒たちに対する対応

〇当事者だけの問題ではなく、学級、学年、学校全体の問題としてとらえます。

〇「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年、学校全体に伝えます。

〇はやし立てる、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。

〇いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。

(7) 継続した指導

〇いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行います。

〇双方の生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的な関わり方をして自信を持たせます。

〇双方の生徒に対し、スクールカウンセラーや関係諸機関との連携により、心の安定を図ります。

〇本件を教訓に、日常の指導体制の見直しを行い、いじめ防止の取り組みを強化します。

5　インターネット（情報空間）上のいじめへの対応

保護者や教師は、インターネットの特殊性による危険を十分に認識する必要があります。まず、保護者は子供の情報端末の使用とその影響に対して監督責任を負います。学校はインターネットの正しい使い方について、被害者や加害者にならないための指導義務を負います。

被害が発生した場合には、学校と保護者が連携し、投稿された書き込みや画像等を削除するとともに、事案によっては、警察や情報通信の専門家と連携し対応していきます。

（1）インターネット上のいじめとは

パソコン、スマートフォン、タブレット等を利用して、特定の生徒の誹謗中傷、不適切な画像の投稿、電子メールでの脅迫などにより、いじめを行うものです。まずは、インターネット上にどのような開設所（サイト）があり、どのようないじめが行われているのかを把握します。

①電子メール・・・誹謗中傷や脅迫的な文章を直接送りつける。不適切な内容の文書を送信し、不特定多数の相手に転送を強要する。

②個人掲示板・・・ブログと呼ばれ、日記のように自由に書き込み、それに対するコメント（投書）ができるため、第三者の悪口が書き込まれ不特定多数が閲覧できてしまう。

③学校裏サイト・・非公式のホームページを開設し、学校関係者の悪口を書き込む。

④会員制交流・・・ＳＮＳと呼ばれ、会員に登録したものだけが交流できる。ＬＩＮＥもこれに含まれる。この中でのやりとりがきっかけで大きな事件に発展した事例もある。また、会員登録の承諾を巡っていじめに発展する場合もある。

⑤動画投稿・・・・誰もが自由に動画を投稿できる。いじめている場面を撮影し、それをそのまま投稿してしまった事例もある。

⑥短文発信・・・・ツイッターと呼ばれ、不特定多数の人につぶやくように発信し、悪口などが発信されてしまうことがある。

（2）インターネットの特殊性による危険

インターネットの特殊性による危険について、日頃から生徒には以下の内容を指導します。

①匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者は、周囲のみんなが自分を誹謗中傷していると思うなど、心理的衝撃が大きい。

②安易に掲載された個人情報や画像は、加工が容易にできることから、悪用されやすい。

③投稿された画像に位置情報が添付されている場合は、自宅が特定されたり、利用者の個人情報が流用したりする。

④一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の物に拡散されたり、悪用されたりする危険性がある。

（3）学習用のタブレットの利用について

学習用のタブレットは一人一人が学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために貸与されているものです。タブレットを「安心・安全・快適」に活用できるよう、『国分寺市立第二中学校「タブレット活用のルール」』に則り、日常的に指導をしていきます。

(4) 家庭との連携

情報通信機器は、家庭で購入しているものだけでなく、学校のタブレットも配布されています。学校での指導だけでなく、家庭における情報通信機器の管理や指導について、保護者と緊密に連携・協力をお願いします。

①家庭における未然防止

〇生徒たちの情報通信機器の管理責任は家庭にあります。携帯電話やスマートフォンを持たせる必要性について慎重に検討し、持たせる場合には、フィルタリング(機能制限)だけではなく、家庭におけるルール作りを促します。

〇インターネットの接続は、危険な空間の入り口に立っているという認識、知らぬ間に利用者の個人情報が流出してしまうという認識を持たせることが大切です。

〇インターネット上のいじめは、他のいじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与える認識を持たせることが必要です。

②家庭における早期発見

〇保護者は親権者として子供のやり取りを把握することが大切です。不適切な内容の送受信記録の有無について定期的に確認し、不適切なものを発見した場合には、すぐに学校に相談するようにお願いします。情報通信機器を子供に与える際に約束として確認しておくことが大切です。

〇子供が隠れてメールを見たり、表情の異変が現れたりした時には、内容を確認し、必要に応じて学校や警察、その他の機関に相談してください。

(5) 情報モラル教育

情報モラル教育として、日頃から生徒には以下の内容を指導します。

〇発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

〇匿名で書き込みをしても、ＩＰアドレスによりどの機器で発信したかが特定できること。

〇爆破予告などはいたずらのつもりであっても、刑事事件として捜査対象とされること。

〇情報空間には、違法な情報や有害情報が含まれていること。

〇書き込みが原因で、被害者の自殺だけでなく、殺人などの重大犯罪につながること。

〇一度流出した情報は、半永久的に回収が不可能なこと。

〇進学や就職の際、応募者の過去の不適切な投稿が検索にかけられる場合もあること。

〇個人情報の流出や誹謗中傷など安易な投稿で、多額の損害賠償が発生すること。

(6) 書き込みや画像の削除に向けて

①インターネット上のいじめの発見に努め、生徒・保護者からの相談を受けます。

②保護者同席もしくは保護者の同意のもと、書き込み内容を確認します。

〇掲示板のアドレス(接続先)の記録を助言する。

〇書き込み内容や画像を残しておくことを助言する。(画面を撮影して記録する等)

③保護者等に削除を依頼します。

〇投稿者が分かっている場合は、保護者に削除依頼する。

〇投稿者が分からない場合は、掲示板の管理人に削除依頼を助言する。

〇管理人と連絡がとれない場合は、プロバイダー(その掲示板を提供している会社)に削除依頼を助言する。

④削除依頼をしても削除されない場合、また、管理人や提供会社への削除依頼方法が分からない時には、以下の機関に相談し、削除依頼を行うように助言します。

小金井警察署(☎042-381-0110)

東京法務局立川出張所(☎042-524-2716)

法務省　「インターネット人権相談窓口」http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

⑤チェーンメール(不幸の手紙)は、架空のメールであり、転送しないことで不幸になったり危害を加えられたりすることはないので、絶対に転送しないように学校でも指導していますが、家庭での徹底もお願いします。転送すれば、自分も加害者の一人になってしまうことになってしまう場合もあります。どうしても心配な場合は、下記に転送します。

日本データ通信協会メール相談センター

http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html

(7) 国分寺子どもEルール

平成 26 年 11 月 8 日、国分寺市いじめ防止児童会・生徒会フォーラムで検討された携帯電話などの使い方におけるマナーを啓発するためにできたルールです。

①電子メールや交流機能(ＳＮＳ)の使い方に関すること

□人の悪口は、書かない。

□個人情報は、書かない。

□発信する情報に責任を持つ。

②時間に関すること

□家族と相談して使う時間を決めよう。

□本当に必要な時だけ使うようにしよう。

③マナーに関すること

□家族や友達と話している時はさわらないようにしよう。

□公共の場で迷惑にならないようにしよう。(図書館、病院、電車の中など)

□歩いたり、自転車に乗ったりしながら使わない。

(8) 国分寺二中 SNS ルール

「ＳＴＯＰいじめ！国分寺五カ条」の理念を具現化するため、国分寺二中生徒会の取り組みとして、SNS の利用状況を全校生徒にアンケート実施し、その現状を踏まえ、全校生徒に意識して欲しいことを標語にしました。

守ろうぜ５つのルール　～　国分寺二中生徒会　～

・1 日 90 分以下の使用を心がける。

・友達との写真を許可なく投稿しない。

・22 時以降の連絡は控える。

・相手を不快にさせる加工をしない。

・送る前にワードチェック

６「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応

生徒指導提要の改定より「性的マイノリティ」とされる生徒については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることが明記されました。個別の事案に応じ、生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。そのため、教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。

(1) 性の多様性

「性的マイノリティ」は、LGBT のほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在ことを保健体育の保健（１年生）の授業で学習します。

(2) 学校における対応

①悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めます。
②教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、人権感覚を身に付けます。
③当該生徒の支援は、相談を受けた者だけで抱え込むことなく、学校全体で組織的に取り組みます。
④当事者である生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進めます。

(3) 学校外における連携・協働

①保護者がその生徒の性同一性に関する悩みや不安などを受容している場合、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めます。
②保護者が受容していない場合、学校における生徒の悩みや不安を軽減し、問題行動の未然防止などを進めることを目的として、保護者と十分に話し合い、支援をしいていきます。

(4) 医療機関

①学校が支援を行うに当たっては、医療機関等、外部との連携を図ります。

７ いじめ防止対策委員会の設置

(1) 目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、問題行動の未然防止・早期対応・解決に向けた対策を講ずることを目的とする。

(2) 構成員

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを常任委員とし、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関が加わり、専門的見地からの指導・助言を得るものとする。

(3) 役割

①日常の生徒観察及び定期的ないじめ調査により、いじめの早期発見・情報の共有に努められるよう校内の仕組みを整える。

②いじめに関する情報を得た場合は、被害者の心情をくみ取りながら事実確認を行えるよう、速やかに対策を講じる。

③いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った生徒及びその保護者に対する指導・助言を継続的に行えるよう対策を講じる。

④いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

⑤保護者間のトラブルが起きないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための措置を講じる。

⑥関係生徒及び保護者の心理的支援、福祉的支援が必要な場合は、スクールカウンセラーや関係諸機関の指導・助言を得る。

⑦いじめの内容が、暴行、傷害、恐喝、強要、窃盗、名誉毀損等、犯罪行為にあたる場合は小金井警察署と連携し対処するものとする。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時には、直ちに小金井警察署に通報し、適切な援助を求めなければならない。

⑧いじめを行っている生徒に対して、学校教育法第１１条の規定に基づき懲戒が必要な場合は、適切な懲戒の方法を講じる。なお、出席停止の措置が必要な場合は、校長判断の下、国分寺市教育委員会に出席停止の措置を求めるものとする。

(4) 定例会及び緊急招集

①定例会は毎週設定されている企画調整会議の中で実施し、各学年の実態について情報交換を行うとともに、いじめ調査に基づいた対応を協議する。

②事案に応じて、緊急招集を行い、緊急対応の方針を定め実行に移す。